

中国实用新案特許制度の特徴と その応用

日本の出願人も中国实用新案特許制度を活用することができる

中国弁理士 汪惠民, 張立岩



前書き

1985年4月1日から中国は特許制度を回復した。当時、中国の科学技術の発展水準の実際の状況に基づき、且つ、世界多国の特許制度を参照して発明、実用新案及び意匠の三種特許に類型の特許制度をつくりあげた。但し、他の国と異なることは中国が一部の特許法の中に発明、実用新案及び意匠の三種の特許を触れている。

中国の特許制度の中に、実用新案特許は以前から人々に重視されており、発展の速度も比較的に速くなっている。例えば、2010年中国が受理した三種特許の出願件数は既に1,222,286件になっている。その内、実用新案特許の出願は409,836件で、総数の33.53%を占めている。2009年の中国の有効な実用新案特許の総数から見ると、中国国内の出願人が所有する有効な実用新案特許は絶対的優勢(98.8%)を占め、外国の出願人が所有する有効な実用新案特許は少ない(1.2%)。

事実、中国の有効な実用新案特許において、上記の国内件数及び国外件数の大きな差異は2005年以前から、明らかになっていた。このような情勢は増加する動向があり、外国の出願人もこれを十分に理解しているが、多くの先進国は実用新案特許制度を採用しないためか、中国の実用新案特許制度に対しての認識が欠けている。また、先進国は実用新案制度を実施しているが、運用に制限があるため、中国的実用新案特許制度がまだまだ活用できていない。また、外国の企業が中国において市場開拓するとき、常に膨大な数の実用新案特許権に困惑し、消極的な対応措置(自己の発明特許陣地を確立し或いは他人の実用新案特許権に対して無効審判を請求する)を採用することになって、中国での実用新案特許制度を十分に積極的に活用することを考慮していない。

ここ数年、①中国特許庁は発明特許の審査をますます厳しくし、審査は出願書類の形式問題に偏り(補正

の修正範囲超えを含む)、発明特許の権利付与率の低下を招いている。②中国特許庁の覆審委員会は発明特許権の無効案件審理で形式問題(補正の修正範囲超えを含む)で無効にされる割合が上昇する傾向にある。③中国において、実用新案特許権の権利侵害は高額な賠償額を以って判決されることが途切れず、外国の特許権利者は驚きを見せ、そして中国の実用新案特許の制度に対して新しい見方で、全面的に中国の特許の策略を真剣に研究することを始めた。

2010年、世界金融危機の衝撃を受けてから各国の経済は回復を見せ始め、経済のグローバル化の加速に連れ、各国間の国際競争において、ますます他国の法律を理解することが重視され、そして正しく運用して自分の権利を保護するとともに、法律的手段を合理的に利用して、更に自分の競争力を高めていくことになる。日本の実用新案特許制度は百年の歴史を上回ることによって、日本の科学技術の発展及び外国特許の独占を打ち破るといふ歴史的な貢献も経験した。そのため、ここ数年、中国の実用新案特許制度にも日本企業は関心を持ち始めた。

そこで、日本の出願人が中国の実用新案制度の理解を深め、実用新案制度のより良き利用に供するため、筆者は出来るだけ実務の角度から中国の実用新案制度を紹介する。

一、中日両国の実用新案に関する法規との主な相違点

1. 実用新案特許の定義

中国専利法(以下、「中国特許法」と呼ぶ)第2条3項は中国実用新案に対して、次のとおり定義している。「実用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、実用に適した新しい技術方案を指す。」

他方、日本実用新案法第2条1項は次のとおり定義

している。「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創造をいう。更に、日本実用新案法第3条は、いわゆる登録の対象となる「考案」は、「産業上利用することができる考案であって、物品の形状、構造又は組合せに係るものをいう。」と明確に定義した。

文言上、中日両国の法律により実用新案に対する定義には実質的違いはない。勿論、実用新案特許により保護する対象について、中国審査指南第一部分第二章6.1節に具体的に規定されている：

- (1) 実用新案特許は製品だけを保護する。当該製品は産業的方法を介して製造されたものであり、所定の形状、構造を有し、かつ一定の空間を占める実体でなければならない。
- (2) 全ての方法及び人工的製造を経ないで、自然に存在する物体は、実用新案特許の保護客体に属さない。
- (3) 注意しておきたいことは請求項の中に、方法のステップ、技術条件などを含めてはならない。
- (4) 製品形状とは、製品が持っている、外部から観察できる確定した空間形状を指す。確定した形状がない製品、例えば、気体、液体、粉末形状と粒状の物質又は材料について、それらの形状を実用新案製品の形状の特徴としてはならない。
- (5) 製品構造とは、製品の各構造部分の配置や組み合わせ及び相互関係を指す。物質の分子構造、成分、金相構造などは実用新案特許の保護客体に属さない。

2. 実用新案特許の要件及び審査

中国特許法第22条は実用新案特許の登録要件について規定しているが、日本実用新案法第3条に規定した実用新案の登録要件と比較すると、抵触出願の判断のみ日中両国の規定は異なっている。

日本実用新案法第3条の2は、他人の先願が後願の出願日の後に公開された場合のみ、先願が後願の抵触出願となる。上記の規定と違って、中国特許法の第22条2項では“他人”を“いかなる人”に変更し、即ち、同一の出願人が提出した先願も後願の抵触出願になり、業界では後者を拡大抵触出願と称している。

明らかに、中国特許法は新規性の要件に対して日本実用新案法より、より厳しくなっていることは明らかである。また、中国では実用新案特許の出願の審査に関して、方式審査のみの登録制度を採用しているが、中国方式審査制度と日本に採用されている実用新案に

対する無審査登録制度（実用新案法第14条）とは著しく異なっている。

中国審査指南によれば、実用新案特許出願に対する方式審査は、下記の内容を含んでいる。

- (1) 出願書類の審査；
- (2) 出願書類の顕著な実質的欠陥の審査。
 - a. 特許法第5条（違法）、第25条（不特許事由）、第18条、第19条第1項（外国の出願人）、第20条第1項（秘密保持審査）、第2条第3項（定義）、第22条第2項又は第4項（新規性）、第26条第3項又は第4項（明細書、請求の範囲の記載）、第31条第1項（単一性）、第33条（補正）；
 - b. 特許法実施細則第17～19条（明細書の記載）、第20～23条（請求の範囲の記載）、第43条第1項（分割出願）；
 - c. 特許法第9条（ダブルパテント（重複授權）禁止）
- (3) その他の書類に対する方式審査。

上述の規定からわかるように、実用新案特許出願に対する方式審査において、進歩性の要件に対して審査を行わない以外、ほとんどの実体審査の内容を含む。

しかし、上述の実質的要件に対する審査は“明らかな実質的欠陥”が存在することに対して審査を行うことになるため、審査官にとって、“明らかな実質的欠陥”が存在するかどうかを把握する基準は完全に一致することは難しい。これは中国特許庁から実用新案出願に対して出された補正通知書と審査意見通知書が予測異常に多いことがひとつの重要な原因となっている。したがって、中国特許庁の実用新案出願に対する方式審査制度と日本特許庁の実用新案に対する方式審査制度の相違点は日中両国の実用新案制度の重要な違いの一つとなっている。

3. 実用新案出願書類の補正

中国特許法第33条には発明特許と実用新案出願書類に対する補正の原則が規定され、即ち、原明細書及び権利請求書に記載された範囲を超えてはならないとしている。ここで、いわゆる「記載」とは、通常、この文字の記載及び当該文字で記載された内容と均等内容、即ち、原明細書及び権利請求書に公開された内容を含まなければならないが、ここ数年来中国特許庁の審査実践から見れば、「記載」に対する理解は「文字記載」のほうが重視されており、特許法第33条に関する改正規定に対してかなり機械的な理解が見受けられ

る。

また、中国特許法実施細則第 51 条第 2, 3, 4 項は補正方式、時期に対して具体的に規定しており、細則第 61 条は再審査（拒絶査定不服審判と同意義）手続きにおける補正に対して規定している。

他方、日本では実用新案法第 6 条の 2（補正命令）及び第 38 条の 2（審判請求書の補正）に実用新案の補正を規定している。法律条文の規定のみから見れば、日中両国の補正に対する要件について特に違いがないが、審査実践においては中国特許庁は補正に対して日本特許庁より更に厳しい要件を課しているという印象がある。

また、中国特許法には日本実用新案法第 14 条の 2, 3 に相当する訂正手続きはない。中国特許法の実施細則第 69 条のみに無効手続きにおける補正が規定されている。しかも審査指南第四部分第三章に無効審判手続きにおける補正に対して下記の内容を規定し、即ち、補正は権利請求の範囲のみに限られ、かつ下記の条件を満たさなければならない。

1. 原請求項の主題名称を変更してはならない；
2. 原特許の保護範囲を拡大してはならない；
3. 原権利請求の範囲に含まれていない技術特徴を追加してはならない；
4. 補正の方式は請求項の削除、併合及び技術方案の削除に限る。

上記に、a) 請求項の併合とは、2 項或いは 2 項以上の相互に従属関係ないが、同一の独立請求項に従属する請求項の併合を指す。b) 併合について、併合された従属請求項の全部の技術的特徴を含まなければならない。

4. 異なる種類の特許出願の変更

日本では、出願人は実用新案出願を特許出願に変更することができ、特許出願を実用新案出願にも変更することができる。中国特許法では、出願人が異なる種類の特許出願（発明特許と実用新案特許及び意匠特許）の間では変更を行うことができない。

他方、日本と異なり、中国特許法では同一の出願人が同一の発明創造に対してそれぞれ実用新案特許と発明特許の双方を出願することが認められる。しかも中国の特殊な国情のため、中国の出願人が以前からこのような特許制度を十分に利用し、有効的に自分の発明創造を保護してきた。

5. 実用新案特許権評価報告

中国では実用新案出願に対して方式審査のみ行って権利付与されるので、実用新案特許権の侵害紛争を減らし、公衆利益を保護するため、中国第 3 回改正特許法では、実用新案特許権に関する侵害紛争について、旧法の「人民法院は、特許権者に国務院特許行政部門（専利局）が作成したサーチリポートの提出を要求することができる。」から現行法の「人民法院は、特許権者又は利害関係人に対して、国務院特許行政部門（専利局）がかかる実用新案特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した特許権評価報告書の提出を要求し、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。」（改正法第 61 条第 2 項後半部分）と改正した。改正法のいわゆる「実用新案特許権評価報告」の内容は、日本の実用新案法第 12 条の「実用新案技術評価書」と類似する。しかし、両者には下記の区別が存在する。

- (1) 中国では特許権者又は利害関係人のみが特許庁に対し「特許権評価報告書」を作成することを請求できる。他方、日本では如何なる人も特許庁に「実用新案技術評価書」を作成することを請求でき、請求人が実用新案権利者ではない場合、日本特許庁が関連請求事項及び作成した実用新案技術評価書を権利者にも送達する。
- (2) 中国特許庁は特許権評価報告の請求を受けてから 2ヶ月以内に特許権評価報告を作成する。多数の請求人が特許権評価報告を請求する場合、特許庁は評価報告を 1 部のみ作成する（特許法実施細則第 57 条）。日本実用新案法には上記に関する規定はない。
- (3) 日本では実用新案権利者が実用新案技術評価書を提示しかつ警告を出すことで、はじめて自己の権利行使ができる（実用新案法第 29 条の 2）。中国では、実用新案特許権利者が必ず実用新案特許権評価報告を提出する義務がない。特許権評価報告は特許権紛争を審理、処理する際のただの証拠としているが、権利侵害紛争受理条件ではない。
- (4) 中国特許庁が出した実用新案特許権評価報告は、法院（裁判所）又は特許行政管理部門が関連手続きを中止する必要があるかどうかを確定する際に用いられる。特許権評価報告は行政の決定ではないので、特許権者又は利害関係人がこれについて行政異議申し立て及び行政訴訟を提起することはできない（審査指南第五部分第十章序言）。

特許権評価報告は実質的法律効力がないため、中国で実用新案特許権者が権利侵害被疑者へ出す警告手紙は法律責任を負う必要はない。しかし、中国最高人民法院の制定した最新司法解釈（法釈「2009」21号、「最高人民法院の専利権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈」2010年1月1日より施行する。）第18条には、「権利者が他人に対して特許権侵害に関する警告を発し、警告を受けた者又は利害関係人が書面を以って権利者に訴権の行使を催告した場合、権利者は当該書面による催告を受取ってから一ヶ月以内に或いは当該書面の催告を送付した日から二ヶ月以内に、警告の撤回もせず、訴訟の提起もしない場合において、被警告人又は利害関係人が、その行為について、特許権非侵害確認訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しなければならない。」を規定している。したがって、実用新案特許権利者が被疑侵害者に警告を出すことについて慎重にしなければならない。

二、中国実用新案の状況

1. 中国で近年来有効な実用新案特許の国内外件数分布傾向

中国では、この数年来有効な実用新案特許の国内外件数分布状況は中国国家知識産権局企画発展部門の2010年特許統計簡報より提供された情報から分かる（本文に引用された情報は、特記をするものを除き、全て2010年、2011年特許統計簡報から得られた）。

表1 中国有効実用新案特許の国内外件数分布

	2006年	2007年	2008年	2009年
国内(件数) (比率)	288,032 (98.5%)	294,463 (98.4%)	463,342 (98.6%)	558,791 (98.8%)
国外(件数) (比率)	4,291 (1.5%)	4,779 (1.6%)	6,387 (1.4%)	7,013 (1.2%)
合計(件数)	292,323	299,242	469,729	565,804

表1から明らかに、中国国内の実用新案特許権者が有効実用新案特許件数の圧倒的多数を占めており、それに対して、外国の実用新案特許権者が件数の

比較的少ない比率を占めている。しかもこの比率が相対的に減少傾向になっている。

2. 中国国内企業が持つ有効実用新案特許件数トップ10

表2に中国国内企業が実用新案特許権を占める前十位の企業名称及び有効実用新案特許の所有件数を示している。

表2 企業別 中国実用新案特許を持つ件数トップ10

ランキング	企業名称	有効実用新案特許件数
1	富士康(昆山)電腦接插件有限公司	3,371
2	比亞迪股份有限公司	2,395
3	宝山鋼鐵股份有限公司	1,924
4	鴻富錦精密工業(深圳)有限公司	1,538
5	英業達股份有限公司	1,101
6	ハイアル集团公司	1,076
7	中興通信股份有限公司	991
8	中国石油天然氣股份有限公司	971
9	康佳集团股份有限公司	954
10	美的集团有限公司	881

上記の実用新案特許の最も多い件数を持つ富士康社を例として説明すれば、富士康社はこの数年の特許出願の中の実用新案の占める比率は70%を超えている。富士康社が実用新案を選んで自社製品を保護する理由は、当該会社が生産している電子製品のモデルチェンジが速いので、出来るだけ早く権利を取得して保護を求めることにある。実用新案の10年保護期間は富士康社にとって十分であり、技術革新から見れば製品発明のレベルは実用新案出願に適合し、経済的な観点から見れば実用新案の出願費用と維持費用は発明の費用よりかなり安くなるという利点もある。

3. 中国で有効実用新案特許件数の前十位の国及び前十位の外国企業

表3及び表4はそれぞれ中国で有効実用新案特許件数の国別トップ10及び外国特許権者の状況を示している。

注目すべきは、米国は実用新案特許制度を採用していない国であるが、中国実用新案特許を既に重視して

表3 国別 中国有効実用新案特許を占める件数トップ10

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国家	米国	日本	韓国	ドイツ	バーヂン諸島	ケイマン諸島	イギリス	イタリア	フランス	スイス
実用新案特許件数	2,406	2,029	481	433	168	142	134	118	112	86

表4 外国特許権利者別
中国有効実用新案特許を持つ件数トップ10

ランキング	外国特許権利者	国家	有効実用新案特許件数
1	US MOLEX INC	米国	470
2	パナソニック電器株式会社	日本	323
3	INT DIGIT SCIENCE & TECHNOLOGY	米国	170
4	宇多科技有限公司	不明	155
5	ブラザ工業株式会社	日本	154
6	パナソニック電工株式会社	日本	138
7	ヤマハ株式会社	日本	130
8	Black & Decker, B&D	米国	129
9	ダイキン工業株式会社	日本	117
10	INTERACTIVE DIGITAL TECHNOLOGY	米国	98

いるということである。例えば、2009年に米国から中国へ出願した特許（発明、実用新案及び意匠）の件数は24,629件になり、そのうち、実用新案特許出願は720件があり、総件数の約3%を占めており、2006年以来21.9%の平均年成長率を維持している。また、外国企業の中では米国と日本は比較的に実用新案特許制度を重視している国である。この傾向は表4にも反映している。

4. 中国国内外企業の有効的実用新案特許の維持年度パーセンテージ

有効的実用新案特許の維持年度は企業が実用新案特許権を有効的に利用する状況及び当該権利が市場の競争に果たした役割を反映することができる。統計データより明らかに示した、多くの中国国内企業が5年以下（24.9%）の維持であるが、外国企業は7年以下（22.3%）の維持となっている。実用新案特許権を10年有効保持する中国国内企業はたった0.9%にすぎないが、外国企業は2.7%である。表5に中国国内外企業の有効的実用新案特許の維持年度パーセンテージ状況を示している。

中国では、有効的実用新案特許は合計558,791件があり、5年を超え維持した実用新案特許権は僅か85,898件があり、国内の有効的実用新案特許総数は15.4%を占めているが、外国の有効的実用新案特許総

数は33.5%を占めている。

5. 中国で有効的実用新案特許が分布している技術分野

中国の実用新案特許は日本と同様、製品のみ保護する。しかし、中国の実用新案特許が分布している技術分野から見れば、関係する範囲は予測より広がっている。統計データより明らかに示した、中国での国内外の実用新案特許の分布は異なるが、国内は主に機械エンジニアリング分野にあり、外国は主に電気エンジニアリング分野にある。2009年末まで中国の実用新案特許の各分野の件数及び国内外の有効的実用新案特許件数のランキングを表6に示している。

表6 有効実用新案特許の技術分野分布（件数）

	技術分野	有効総件数	国内有効件数	ランキング	外国有効件数	ランキング
総計		565,804	558,791		7,013	
1	電気	111,823	109,583	3	2,240	1
2	器械計器	77,367	76,448	4	919	4
3	化工	50,239	49,961	5	278	5
4	機械	207,271	205,274	1	1,997	2
5	その他	119,104	117,525	2	1,579	3

三、中国実用新案特許の特徴

中国で有効的実用新案特許の総件数は2006年の29.23万件から急速に2009年の56.6万件（表1）に増加し、この3年以来24.6%の年間成長率を維持していた。実用新案特許は中国で広い範囲で出願人に重視されて利用され、これは中国の実用新案特許制度の特徴と直接的な関係があり、特に発明特許と比較すると、実用新案特許は下記の顕著な特徴がある。

1. 実用新案出願に対する授権が迅速

中国特許法第40条の規定によって、実用新案特許出願は方式審査を通じて、拒絶理由を発見しない場合、國務院特許行政部門に実用新案特許権を付与することが決定される。中国の方式審査制度が日本の登録制度と大きな違いがあるが、結局、方式審査が実体審

表5 中国国内外企業有効的実用新案特許の維持年度パーセンテージ

維持年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国内企業 (%)	100%	95.1%	62.9%	40.0%	24.9%	15.4%	9.7%	5.4%	2.6%	0.9%
外国企業 (%)	100%	98.3%	79.6%	62.6%	47.5%	33.5%	22.3%	12.5%	6.0%	2.7%

査ではないので、中国特許庁の現在の審査スピードによると、実用新案特許出願から権利が授与されるまで大体6～12ヶ月がかかる。電子出願になってから実用新案特許出願は今後更に方式審査サイクルが短縮され、出願日から4～8ヶ月（補正なし）に授権決定が出される見込みがある。発明特許出願の実体審査が終わるまでの期間について、中国特許庁の現在の平均審査スピードは、実体審査請求を提出してから審査完了まで2～2.5年がかかるので、発明特許出願に対して、もし出願人は3年目に実体審査を請求すると、発明特許の出願日から約5～5.5年の時点で実体審査段階を終えることになる。明らかに、実用新案特許出願は発明特許出願より4～5年早く権利を獲得することができる。

一方、発明特許出願について出願日から18ヶ月を経て公開され、権利の「仮保護」が得られる（特許法第13条）が、この仮保護の法律効力はかなり制限されているので、実用新案に付与された特許権の法律効力と比べることができない。これは、中国で出願人が同一の発明創造をそれぞれ発明特許と実用新案を出願する方法を採用する一つの重要な理由である。

2. 実用新案の出願費用と権利維持費用が低い

外国の出願人が中国で特許出願とその他の特許事務を行う際に、特許代理機構（特許代理公司又は特許事務所）に委託しなければならない（特許法第19条）。現在、中国の特許代理機構が料金に関して中華全国代理人協会（日本の弁理士協会に相当する）より規定された料金基準に基き費用の請求を行う。表7に中国発明特許と実用新案の出願及び特許権維持の10年間の必要な基本費用を示している。

表7により概算すれば、同一の発明創造に対して、単独に発明特許又は実用新案を出願する場合、特許権を10年維持する費用について、実用新案が発明特許の60%になっている。実用新案出願する費用と特許権有効の維持する費用は発明特許より低いということは中国で実用新案を出願する件数が多い一つの原因である。

3. 実用新案特許の適用分野が広い

上述の表6のデータによって中国の実用新案特許を適用する分野が広いことについて既に説明した。また、中国が5年以上維持する有効の実用新案特許の件数は88,249件であり、具体的に分布する技術分野は表8に示している。明らかに、中国の実用新案特許はとても

表7 発明と実用新案出願に関する基本費用（人民元）

	発明		実用新案		
	官費	代理費	官費	代理費	
出願費用	950	4,500	500	3,600	
実体審査（発明） 評価報告（実用新案）	2,500	1,300	2,400	900	
翻訳費用		1元 / 1文字		1元 / 1文字	
中間処理（OA）費用		1,200元 / 1時間			
登録費用	255	700	205	700	
年金	1-3	900	450	600	450
	4	1,200	540	900	630
	5			1,200	630
	6				
	7	2,000	630	2,000	720
	8				
	9				
10	4,000	720			

広い技術分野に適用され、特に化学工業の分野で有効の実用新案特許が相当の件数が存在する。

表8 5年以上維持した有効実用新案特許の技術分野分布（件数）

技術分野	国内件数	外国の件数	合計
電気	19,630	877	20,507
器械 計器	10,382	283	10,665
化工	1,167	62	7,829
機械	31,321	646	32,267
その他	16,498	483	16,981
合計	85,898	2,351	88,249

4. 中国で実用新案特許出願は大量にある

中国特許庁が受理した特許出願の中で、実用新案特許出願件数はおよそ1/3を占めている。表9で2009年と2010年に中国特許庁が受理した国内と外国の特許出願の統計データを示している。

表9 中国特許局特許出願受理状況（件数）

	2009年			2010年		
	発明	実用新案	意匠	発明	実用新案	意匠
合計	314,573 (100%)	310,771 (100%)	351,342 (100%)	391,177 (100%)	409,836 (100%)	421,273 (100%)
国内	229,096 (72.8%)	308,861 (99.4%)	339,656 (96.7%)	293,066 (74.9%)	407,238 (99.4%)	409,124 (97.1%)
外国	85,477 (27.2%)	1,910 (0.6%)	11,688 (3.3%)	98,111 (25.1%)	2,598 (0.6%)	12,149 (2.9%)

上述の表9に示した統計データの結果から見れば分かるように、2010年に外国から中国に出願した特許件

数が2009年に比較すると、13.91%を増加し、そのうち、発明、実用新案、意匠特許出願がそれぞれ24.3%、31.9%、19.9%増加した。また、外国の実用新案特許出願が2009年と比べて、依然として実用新案の特許数の0.6%のみであるが、その出願件数は2009年より36.02%を増加した。これは明らかに、外国の企業が既に中国の実用新案特許制度に対する関心を示し始めたことを物語っている。

5. 中国の実用新案特許権は比較的高い安定性がある

中国では2009年まで有効の実用新案特許の総件数の565,804件の中で、特に最初に提出された実用新案特許について確かに技術レベルが比較的低い特許が多く存在していた。このような状況は実用新案特許制度が中国の科学技術の進歩の中で積極的な役割を果たすことに影響を与えているとは言えない。その一つの重要な原因は、実用新案特許出願が実体審査を通じておらず特許権を授与されることである。しかし、確かに実用新案特許が役割を果たす部分は実用新案特許権(特許権の譲渡、権利侵害の訴訟などを含む)の高い安定性にあり、主に以下の2つの場合に反映している。

(1) 実用新案特許件検索報告

2007年12月末まで、中国特許庁は既に実用新案特許の検索報告を7,890部が出され、そのうちの7,877部は新規性と進歩性の結論に関し、その調査の結果を表10(実用新案特許委員会《実用新案新型検索報告が後続手続きの作用に関する研究》)に示す。

表10 新規性、進歩性に関する検索報告

検索報告の結論	件数	比率(%)
新規性と進歩性を全て有する	3,484	45
新規性又は進歩性を全て有しない	2,796	35
新規性又は進歩性を部分有しない	1,597	20

表10の結果から見れば分かるように、検索報告の結論は進歩性を有する割合が45%まで達しており、一部進歩性のない場合を加えて、その割合は65%に達しており(これは発明特許出願が実体審査を通じて特許権を授与する割合の約60%と同じレベルである)、全て新規性或は進歩性のない場合の割合は35%のみである。

(2) 実用新案特許権の無効審判情況

2000年から2008年の間に、中国特許庁復審委員会が合計7,534件の実用新案特許無効審判請求案件に対して判決が出され、そのうち、特許権の全部有効を維持する件数は2,397件があり、審決件数の31.82%を占

めている。特許権の部分無効の件数は869件があり、審決件数の11.53%を占めている。特許権の全部無効が審決された件数は2,506件があり、審決件数の33.26%を占めている。同時期に審決された発明特許の案件と比べると、特許権の全部有効を維持する件数は審決件数の29.72%を占め、特許権の部分無効の件数は審決件数の16.47%を占めるに対し、特許権の全部無効の件数は審決件数の25.39%を占めている。無効審判請求の情況から見れば、明らかに、実用新案特許権の安定性は発明特許権の安定性と同等であるといえる。詳細なデータは表11(このデータが《実用新案制度に関する研究と評価》からである)に示されている。

表11 実用新案無効審判の審決状況

年	無効請求	審決	維持	比率(%)	部分無効	比率(%)	全部無効	比率(%)
2000	622	917	403	43.95%	92	10.03%	270	29.44%
2001	605	865	335	38.73%	103	11.91%	272	31.45%
2002	756	684	194	28.36%	77	11.26%	225	32.89%
2003	834	701	201	28.67%	71	10.13%	213	30.39%
2004	828	623	153	24.56%	58	9.31%	228	36.60%
2005	924	743	223	30.01%	71	9.56%	232	31.22%
2006	1,136	980	250	25.51%	113	11.53%	332	33.88%
2007	1,006	1,113	336	30.19%	142	12.76%	399	35.85%
08/8/31	654	908	302	33.26%	142	15.64%	335	36.89%
まとめ	7,365	7,534	2,397	31.82%	869	11.53%	2,506	33.26%

(3) 司法裁判の情況

北京市第一中級人民法院が出した2003～2006年間の特許権の無効行政紛糾の判決文は合計111部あり、そのうち、実用新案特許権に関連する案件は90件である。その中には特許法第22条第2項(新規性)に関する案件は32件があり、35.6%を占めており、第3項(進歩性)に関する案件は72件があり、80.0%を占めている。

上述の特許権無効行政紛糾の判決の中で、特許復審委員会が出した審決を維持する件数は74件あり、82.20%を占めている。他方、特許復審委員会が出された審決を取り消す件数は14件あり、15.60%を占めている。行政判決を取り消し、直接に特許権が有効或は無効に判決した件数は2件があり、2.20%(《実用新案方式審査が後続の手続きに対する影響》のデータ参照)を占めている。

6. 実用新案特許権の保護

中国特許法は実用新案特許権に対する保護について

主に下記の条項がある。

(1) 保護範囲 (特許法第 59 条)

実用新案特許権の保護範囲は、発明特許権と同様に、その権利請求の範囲の内容及び、明細書及び図面は権利請求の範囲の解釈に用いることができる。

(2) 保護手段 (特許法第 60 条)

中国特許法では特許権 (発明、実用新案及び意匠) に対する保護は下記の 3 つの方法で権利侵害の紛争を解決することにより行われる。

- ① 当事者の協議によって解決する；
- ② 人民法院が司法ルートを経由して解決する；
- ③ 特許業務管理部門が行政ルートを経由して解決する。

(3) 特許権評価報告 (特許法第 61 条第 2 項)

特許権侵害紛争が実用新案特許 (又は意匠特許) にかかわる場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係人に対し、特許庁がかかる実用新案特許 (又は意匠特許) を検索し、分析及び評価を行った上で作成した特許権評価報告の提出を要求し、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。

(4) 司法解釈

中国では最高人民法院より発行される司法解釈は法律と同じ法律効力を有する。最新司法解釈 (最高人民法院の特許権侵害紛争事件の審理に適用される法律に関する若干の問題への解釈、法積 [2009] 21 号、2010 年 1 月 1 日施行) によれば、実用新案特許権に関する侵害紛争の処理が発明特許権に関する侵害紛争の処理とは違わない。

つまり、実用新案特許権に対する保護は発明特許権に対する保護を参照して行われることに問題ないが、実用新案特許権に関する侵害紛争を審理処理する際に人民法院又は特許管理部門は、実用新案特許権者に対し、特許権評価報告を提出することを要求し、証拠とすることができる点が異なる。審判実践において、実用新案特許権者が特許権評価報告を提出しないと、被告側が実用新案特許権に対して無効審判を請求するときに人民法院又は特許管理部門より権利侵害紛争に対する審理を中止し、復審委員会が行う無効審判に対する審決を待ち、審決が出された後に権利侵害紛争に対する審理及び処理を行う。

一方、近年、実用新案特許権に関する侵害紛争訴訟において、特許権者が高額賠償金を得ることがで

き、業界に注目されている。

例えば、中国温州市企業正泰集団は 2006 年 8 月 21 日に天津シュナイダ社 (シュナイダー子会社) により自社の実用新案特許権 (97248479.5 号) が侵害されたとして訴えた事件であり、業界に熟知される。権利者の提訴に直面して、シュナイダ社 (天津シュナイダの親会社) は 2006 年 8 月 21 日に当該実用新案特許権に対して無効審判を請求した。復審委員会の審理を経て 2007 年 4 月 29 日に第 9744 号の審決を出され、当該実用新案特許権が有効維持された。シュナイダ社は審決に不服があり、2007 年 7 月 18 日に法院に無効審判の審決を取り消す訴訟を提起した。原提訴法院である浙江省温州市中级人民法院は 2007 年 9 月 26 日に (2006) 温民三初字第 135 号民事判決が出され、権利侵害事実成立を認定し、被告であるシュナイダ社は実用新案特許権者に 334,869,872 人民元を賠償することを命じた。シュナイダ社は 2007 年 10 月 9 日に浙江省最高人民法院に上訴し、2009 年 3 月 26 日に二審法院は無効審判請求に対する第 9744 号の審決が成立することを認定し、シュナイダ社の上訴を却下した。2009 年 4 月 15 日にシュナイダ社が実用新案特許権者である正泰集団に 50% (1.575 億元) の賠償金を支払う条件で和解し、約 3 年に渡った訴訟が終わった。シュナイダ社の正泰集団の実用新案特許権侵害紛争案は業界に極めて大きな衝撃を与え、外国企業に対し中国の実用新案特許制度を再び真剣に研究することを提案している。

7. 実用新案の不足点

日本実用新案法の規定と同様に、中国の実用新案特許は製品のみ保護し、方法発明には適用されない (詳細には本文の第一部分の実用新案特許に対する定義を参照)。

実用新案特許権の保護期間が短く、出願日から 10 年 (発明特許 20 年の保護期間) である。

実用新案特許の保護範囲が制限されており、かつ発明特許と比べて保護期間が短いので、実用新案特許制度は全ての発明に対して適用することができない。

四、日本の出願人が中国実用新案特許制度をどのように活用するかについて

本文の前部で紹介した中国の実用新案特許と日本の実用新案の相違点、利用状況及び中国実用新案特許制度の特徴から見れば、中国実用新案特許制度と日本実

用新案特許制度は大きな違いがあるが、日本の出願人は中国実用新案特許制度を完全、十分に活用することができ、自分の発明創造をさらに有効的に保護することができる。どのように中国実用新案特許制度を活用するかについて、筆者は以下のとおり提案する。

1. モデルチェンジの速い製品に対して実用新案特許で保護する

中国実用新案特許の利用状況から見れば、実用新案特許保護の採用が適切であるのは、主に電子製品のようなモデルチェンジの速いものである。このような製品の寿命はほとんど3～8年の間である。これに対し、実用新案特許の10年保護期間は十分であるので、なるべく早く特許権の獲得でき、経済的に発明特許より資金の投入がはるかに小さい実用新案特許を選択するのが適当である。

2. 発明創造のレベルが少し低い技術に対して実用新案特許を採用する

実用新案特許の進歩性要件に対して、中国特許法と日本実用新案法の文言は類似しているが、その進歩性のレベルは発明特許の進歩性より実質的に低くなっている。実用新案特許の進歩性に対する要求が発明特許より低いため、多くの技術レベルの高くない改善発明は実用新案特許の出願を採用するのがよい。別の立場から見れば、この進歩性のレベルの相違により、実用新案特許権に対し無効審判請求が提出されても、実用新案特許権を完全に無効される割合が高くないので得策である。日本企業はこのような状況によく遭遇することであり、即ち、中国で有効実用新案特許の中に、一部分の技術が国外ですでに採用された技術（従来技術と認められる）であるが、これらの技術に実用新案特許権が付与されると、その請求の範囲より保護する範囲が広い場合、すでに外国で使われていた技術を中国でさらに開発することが妨げられる。このような状況を変えるために、日本企業は無効審判を通じて問題の解決を求めたが、調査後の状況は楽観的ではなかった場合、特に中国の実用新案特許の請求の範囲が下位に記載されている場合、有利な従来技術の文献を検出することがさらに難しくなる。高さが低いが、密度が高い中国の実用新案特許ジャングルに直面すると、見るだけで恐ろしく感じる。

3. 核心特許技術の外周防御として実用新案特許を採用する

一つの市場開発の見込みのある発明創造は1, 2件

の発明特許の出願によって十分の保護が得られることは難しい。一般的には、当該発明創造の核心技術にめぐり何件もの防衛特許を出願する必要があるが、「先願主義」を採用する特許制度において、出願人は全ての防衛特許の出願が特許権付与されることが困難である。防衛特許を出願する目的は特許権を得ることではなく、他人が核心発明創造の周りに関連する特許を出願することを防ぐためである。このような目的を実現させるのは特許権を得ることによるのではなく、防衛特許の出願が公開され、核心発明創造の周りに「無特許領域」が形成されることによるものである。経済の立場から見れば、これらの特許出願に対して実体審査請求する必要がない。

上述の防衛特許の出願に対し、もし実用新案特許を出願することにすれば（実用新案特許の保護客体になることを前提とする）、防衛特許の出願目的を果たすことができ、その上実用新案特許権を利用し一定の期間に保護効果を果たすことができる。その効果は発明特許の出願よりも良いものである。

4. 発明特許の補助特許として発明特許と実用新案出願をそれぞれ提出

中国国内の出願人は以前から積極的に発明創造をそれぞれ発明特許と実用新案特許出願する方法を採用している。このやり方は中国特許制度の特徴や国情によって生まれた出願人にとっても有利な方法である。主に下記の点で表わしている。

(1) 中国特許法は同一の発明創造について発明特許と実用新案特許のそれぞれの出願が認められる

同一の発明創造についてそれぞれ発明特許と実用新案特許を出願する方法は、中国特許制度のもとで中国の特別な国情によって生まれた一つの有効で、習熟されている方法である。この方法は公衆の利益を害することがなく、しかも技術の革新を進めることができる。したがって、第3回中国特許法を改正する際に、法律上（少なくとも論理上）で規範ではない欠陥が現れる恐れがあるため、このやり方をやめるべきであると指摘する人もいた。しかし、広い範囲で社会の意見を求めた上で、中国は一定の制限条件の下で、この同一の発明創造が同時に発明特許と実用新案特許を出願する方法（特許法第9条）を留保した。具体的な制限条件は下記のとおりである。

- ① 同一の出願人が同日に同一の発明創造について、実用新案特許出願と発明特許出願を提出し

た；

- ② 先に取得した実用新案特許権が未だ終止しておらず、且つ出願人は当該実用新案特許権を放棄する旨を声明した（特許法）第9条第1項後半）；
- ③ 出願時にそれぞれ同一の発明創造に対して他の特許を出願していることを説明していなければならない；
- ④ 実用新案特許権は、発明特許権の授与を公告した日に終了する（特許法実施細則第41条第5項）。

(2) 発明特許と実用新案特許の利点を十分に発揮する

中国の実用新案特許制度には多くの利点があり、特に日本の実用新案法と比べると、利点が突出的であり、しかも効果的である。したがって、実用新案特許の出願件数はますます増加し、2010年には41万件のレベルに達成している。しかし、実用新案特許の欠点も際立っている。主としては、保護期間が短いこと（10年間）と適用範囲（製品だけに適用）が制限されていることに表れている。実用新案特許とは異なり、発明特許の保護期間は長く（20年間）、適用範囲も幅広い。その利点は明らかである。したがって、実用新案保護範囲に適用する発明創造に対し、発明特許と実用新案特許をそれぞれ出願することにより、それぞれの利点を取り、特許制度を有効的に利用し発明創造に対して十分に保護を与えることができる。

(3) 特許出願の種類の変更不可な欠点を克服する

中国特許法では、日本実用新案法のような、異なる種類の出願に変更できるとする規定がない。したがって、中国では発明特許出願は実用新案特許出願には変

更されない。他方、発明特許の実体審査実践において、実体審査を通して発明特許権を授与される発明特許出願は、実体審査を請求する発明特許出願の約60%を占めている。拒絶査定された40%の発明特許出願の中では、進歩性に適していない理由は相当の部分の占めている。しかし、もしこの進歩性のない発明特許出願が実用新案特許出願であれば、同じような実体審査（例えば無効審判手続きにおいて）を行っても、おそらく約30%以上の発明特許出願は実用新案特許の進歩性の要求を充たすことができる。明らかにこのような発明創造はもし発明特許のみの出願すると、いかなる特許権も得られない。

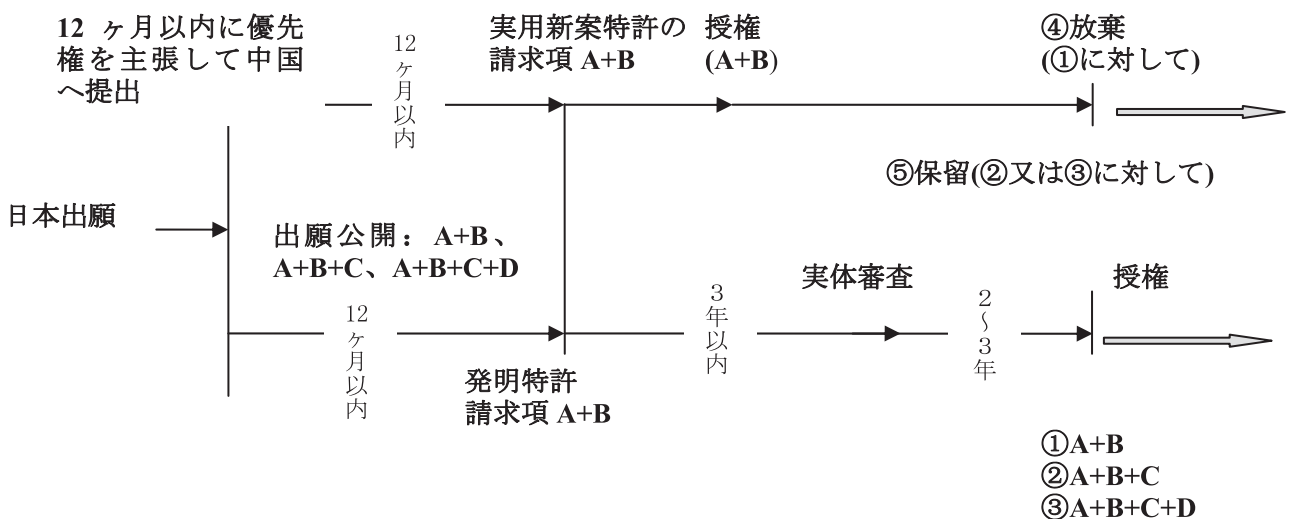
しかし、中国特許法は同一出願人に同一発明創造について発明特許と実用新案特許をそれぞれ出願する機会を与えることによって、もし出願人がこの制度を活用するならば、さらに自分の発明創造を有効的に保護することができるので、有利である。

5. 同一の発明創造についてそれぞれ発明特許と実用新案特許を出願する制度をどのように活用する

中国特許法第9条に規定された条件を満たすことができ、同一の出願人が同日に同一の発明創造について、それぞれ実用新案特許出願と発明特許出願を提出するものは下記種の2種類がある。

- (1) 中国を第1出願国として特許出願を提出するときにそれぞれ発明特許と実用新案を出願する。
- (2) 外国の出願人はパリ条約に基づいて中国へ出願するときに優先権を主張して（12ヶ月）中国へそれぞれ発明特許と実用新案を出願する。

例えば、日本の出願人の場合、日本で発明特許の請求の範囲にA+Bを含み、明細書にA+B, A+B+CとA+B+C+Dの内容を記載している。下記の図に基づ



いて優先権主張して中国にそれぞれ発明特許と実用新案特許を出願する。

上に示した出願過程において、実用新案特許出願が方式審査を行うだけで特許権が付与されるので、中国へ出願を提出した後の6～12ヶ月以内に実用新案特許権が付与される。

実用新案と共に発明特許を出願し、優先日から3年以内に実体審査を請求し、2～3年を経て審査を行った後に発明特許に権利付与されるのは下記の3つの場合がある。

- ① 請求項 A+B (実用新案の請求項と同一)
- ② 請求項 A+B+C
- ③ 請求項 A+B+C+D

発明特許は実体審査を通じて特許法の規定を満たすことにより特許権が付与されることができる。この場合、特許庁は出願人に通知し選択することが要求される。上記の①の場合、出願人が実用新案特許権を放棄することにより発明特許権を獲得することができる。上記の②と③の場合、実用新案特許の請求の範囲により保護の範囲が発明特許の請求の範囲によって保護の範囲と異なるので、同一の発明と見なさない。したがって、出願人が実用新案特許権保留と放棄について選択ができる。

6. PCT ルートの国内移行段階で同時に発明特許出願と実用新案出願はできるか？

現在、PCT 国際出願は30ヶ月を経ってから国内に移行する方法はますます多くの各国の出願人に認められたため、PCT ルートを採用し中国で発明特許を出願しながら実用新案も出願することは実現できるかについて、外国の出願人に注目されている問題である。しかしながら、PCT 国際出願は発明特許と実用新案を同時に指定することができないので、PCT ルートを利用して中国特許法第9条第1項後半部分を満たす前提で中国国内移行する場合、同一の発明創造が同日にそれぞれ発明特許と実用新案を出願することはできない。したがって、結論として、PCT ルートを採用して同一の発明創造に対して中国で発明特許を出願しながら実用新案も出願することは実現できない。(具体的に、パテント誌 2010 年 Vol.63 No.13 P47～53 参照)。

7. PCT ルートを採用する特許出願についてそれぞれ発明特許出願と実用新案出願に実現できるのか？

PCT 国際出願の国内移行段階でそれぞれ発明特許

と実用新案を出願することができない難点を克服するために、特許法第9条の関連規定を避けるように日本の出願人が下記の方法を出した。

即ち、まず日本で先行出願の12ヶ月以内に優先権を主張して、同時にPCT 国際出願(日本で)と実用新案出願(中国で)を提出し、PCT 国際出願を30ヶ月以内に中国国内移行段階の際に発明特許出願として提出する。PCT 国際出願の出願日は出願日とし、実用新案の出願日と同じであり、かつ両方も同じ先行出願の優先日を主張しているので、この方法は特許法第9条の規定を満たすことができる。

上記の方法が論理的な推理が正確であるが、同一の発明創造に対してそれぞれ発明特許と実用新案として出願するのはまた特許法実施細則第41条第2項の規定を満たさなければならない。即ち、「出願時にそれぞれ同一の発明創造に対して他の特許を出願していることを説明していなければならない。」の規定を満たさなければならない。したがって、結論としては、上記の方法を実現することができない。

上記によってPCT 国際出願の国内移行出願の場合、それぞれ発明特許と実用新案の同時出願が本当にできないでしょうか？ 回答はノーである。即ち、PCT を利用してそれぞれ発明特許と実用新案の同時出願ができる。具体的な理由と方法は下記のとおりである。

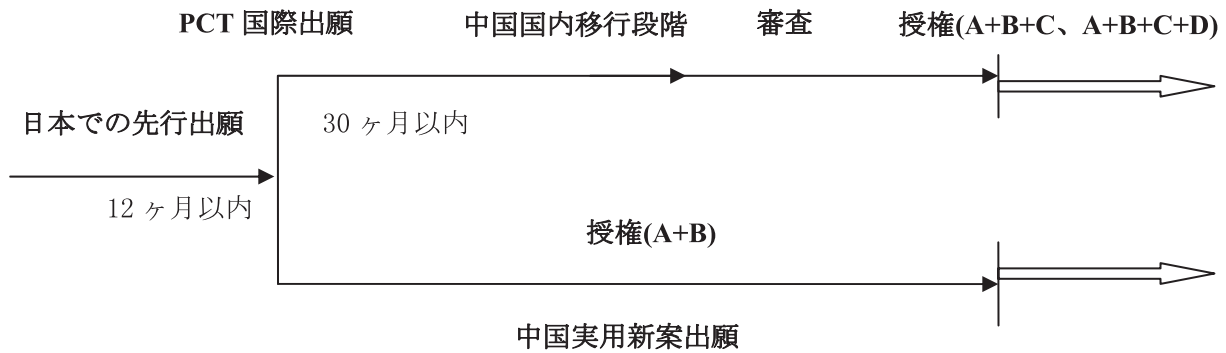
(1) 同一の発明創造

特許法第9条に「同一の発明創造」に関し、いわゆる「同一の発明創造」とは、2件又は2件以上の出願(或いは特許)の中に保護範囲が同じである請求項は存在することである(審査指南第二部分第三章第6節)。

つまり、2件の特許出願に対して、請求の範囲の保護範囲が異なると明細書の内容が同じでも同一の発明創造に属しない。したがって、出願された実用新案と発明特許の請求の範囲が同じでなければ(或いは審査した後、請求項が同じでなければ)、同一の発明創造と見なされない。明らかに、このような2件の特許出願は特許法第9条の内容とは関連しない。

(2) 抵触出願

改正後の特許法は発明特許と実用新案の新規性(特許法第22条第2項後半部分)要件に関する抵触出願は先行出願に拡大したので、出願人は上記の(1)が満たされ、同一の発明創造を異なる発明創造に修正す



ることのみ十分ではないが、抵触出願を避けるようにしなければならない。

しかし、抵触出願の判断時間制限は出願日であり、優先権を主張する場合の出願日は優先日を指すため、出願人が提出した PCT 国際出願と中国へ提出した実用新案出願は共に先行出願の優先権を主張すれば、抵触出願を避けることができ、中国でそれぞれ発明特許出願と実用新案出願を実現することができる。

(3) 事例 1

条件：先出願の請求項：A+B

明細書：A+B, A+B+C, A+B+C+D。

結果：1. 実用新案出願の請求項：A+B → 授権請求項：A+B

2. PCT 国家移行段階出願の請求項：A+B → 授権可請求項：A+B (特許法第 9 条違反。当該出願が拒絶査定される。)

3. PCT 国家移行段階出願の請求項：A+B+C → 授権可請求項：A+B+C 又は A+B+C+D (特許権が付与されることができる)

(4) 事例 2

① 出願 A (日本初めて出願)

a. 明細書：

技術案 (装置) A, B, C (A, B, C の間に単一性と進歩性を有する), 技術案 (法法) D, 実施例 a1, b1, c1, a1+b1, a1+c1, a1+b1+c1, d1

b. 請求の範囲：

- 請求項 1 (独立)：A
- 請求項 2 (従属)：A+B
- 請求項 3 (従属)：A+C 又は A+B+C
- 請求項 4 (独立)：B
- 請求項 5 (従属)：B+C
- 請求項 6 (独立)：C
- 請求項 7 (独立)：D

* A, B, C, D は上位概念であり, a1, b1, c1,

d1 は具体的な実施例 (a2, b2, c2, d2…を追加することができる)。

② 出願 B (PCT 国際出願)

明細書と請求の範囲は出願 A と同じ (補正ができ, 部分優先権主張することができる)。

③ 出願 C (中国で実用新案出願)

a. 明細書：出願 A と同じ

b. 請求の範囲：

- 請求項 1 (独立)：A
- 請求項 2 (従属)：A+B
- 請求項 3 (従属)：A+C 又は A+B+C
- 請求項 4 (独立)：B
- 請求項 5 (従属)：B+C
- 請求項 6 (独立)：C

④ 出願 D (PCT 中国国家段階移行, 発明特許)

a. 明細書：出願 A と同じ

b. 請求の範囲：

- 請求項 1 (独立)：A' = (A+a1)
- 請求項 2 (従属)：A'+B
- 請求項 3 (従属)：A'+C 又は A'+B+C
- 請求項 4 (独立)：B' = (B+b1)
- 請求項 5 (従属)：B'+C
- 請求項 6 (独立)：C' = (C+c1)
- 請求項 7 (従属)：A'+B', A'+C+B' 又は C'+B'
- 請求項 8 (従属)：A'+C', A'+B+C', B'+C' 又は A'+B'+C'
- 請求項 9 (独立)：D

8. 実用新案特許出願の留意点

(1) 留意しなければならないのは, 日本の出願人が中国で実用新案のみ出願する場合, 方式審査を通して権利付与されるので, 実用新案で広い保護範囲を求める請求の範囲をして置くことができるが, 特許法により権利付与された実用新案の補正に対して非常に厳しく制限されている。したがって, 保護の範囲が比較的広い請求の範囲と必要で充分である従属

請求項の記載は非常に重要であると考える。

- (2) 日本の出願人が中国で同一の発明創造に対してそれぞれ発明特許と実用新案を出願するときに、将来、発明特許が権利付与される条件を満たす場合にどのように実用新案特許を選択と保留することについて全般的に考えなければならない。ここで留意しなければならないのは、
- A. 実用新案特許と発明特許の請求項に同一の技術案（独立請求項と従属請求項を含む）を記載してはならない；
- B. 実用新案特許権の放棄は全部放棄のみできるが、無効手続きのような部分放棄をすることができない。
- (3) PCT ルートを経由して中国で発明特許と実用新案を出願するときに、抵触出願が起らないように留意しなければならない。即ち、同じ先行出願の優先権を主張しなければならない。同時に留意しな

ればならないのは、補正によって発明特許の請求項が実用新案の請求項と同じでない方法のみ採用して発明特許権を獲得し、実用新案特許権を放棄する方法を採用しないことである。

まとめ

中国の実用新案特許制度は、中国の科学技術発展状況に伴って生まれたものであり、実践において中国科学技術の進歩に有利な特許制度であることを証明している。このような特許制度は出願人に対し非常に有利な法律環境を提供している。日本の出願人（特に企業）はこの特許制度を十分に利用することによって、中国の出願人と同様に自分の発明創造に対して更に効果的な保護が得られ、多（出願件数が多い）、速（権利付与が早い）、良（特許権の保護力が強い）、省（費用が低い）の効果を獲得できる。

（原稿受領 2011. 3. 24）

書籍紹介



「知的財産権入門」は、特許法やその他の知的財産権法に関する知識が殆ど無い人でも読み易いように書かれた入門書であるにもかかわらず、その内容は、知的財産に関する仕事に従事する弁理士や弁護士等の専門家が読んでも役立つ情報が多く盛り込まれております。このため、この一冊で、特許法を含む知的財産権の基本的な知識から、実務的且つ専門的な知識まで、幅広く学ぶことが可能であり、知的財産に関する仕事を始める、或いは始める予定がある企業人や大学人で、どのようなことから覚えていけばよいのか分からない人が読むには最適な本になっています。

（広報センター会誌編集部 河野 生吾）

単行本：204 ページ
出版社：東京化学同人（2005/06）
ISBN：9784807906185
商品の寸法：21×15×1.5cm